（会長声明）

生活保護費引下げ違憲訴訟 名古屋地裁判決の原告請求棄却に抗議する

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2020 年７月８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川県保険医協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長 三宅靖

　2020 年６月25 日、名古屋地方裁判所は生活保護基準引下げ処分の違憲・違法が争われた訴訟において、原告の請求を全面的に棄却する判決をくだした。この裁判は、愛知県在住の生活保護利用者18 名が、2013年からの３回にわたる生活保護基準の引下げは違憲・違法であるとして、国及び居住する自治体に対して基準引下げに基づく保護変更処分の取消しを求めたものである。この保護基準見直しは、生活保護利用世帯の受給額に平均で6.5％、最大で10％もの引下げをもたらし、「健康で文化的な生活」が著しく脅かされることとなった。本判決と同趣旨の訴えは全国29 カ所でおよそ1000 人の原告が提起しており、同種の訴訟では初めての判決となった。

　生活保護基準の設定は厚労大臣が行うこととなっているが、それは完全なる自由裁量に委ねられているわけではない。厚労大臣に許されている裁量の範囲から逸脱があり、その濫用が認められる場合には、違法の評価を免れないとするのが判例法理である。国は保護基準見直しの理由として、①「デフレ調整」（物価指数の下落に応じた引下げ）と、②「ゆがみ調整」（所得下位10％層との消費実態の比較による見直し）を挙げている。一方、原告側は、厚労大臣の裁量逸脱に係る多くの主張をしているが、特に「デフレ調整」に対しては、「保護基準設定においては従来から一般世帯の消費水準と均衡を保つ方式がとられており、そもそも物価考慮は制度の枠外であること」「保護基準を検討する政府の検討会においても物価考慮は議論されていないこと」「物価下落率の計算方式が国際標準を外れた恣意的なものであること」などの主張を、合理的・客観的な論拠でもって述べていた。

　その上で、生活保護の老齢加算をめぐる最高裁判決で示されていた「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」との判断基準に照らして、今回の基準引下げは厚労大臣に許されている裁量の範囲を逸脱しており濫用が認められるので違法である、と主張した。非常に明快な論理構成である。しかるに、本判決は厚労大臣の裁量について幅広く認める国側の主張を全面的に採用した。原告が主張する上記のような裁量の逸脱事実に対しても、明確な論拠もなく「直ちに不合理であるということはできない」という表現を繰り返し、違法ではないとの判断を示した。さらに、「保護基準引下げが政治的意図に基づいており違法である」との原告の主張に対しては、その可能性を「否定することはできない」と認めた上で、「当時の政権の政策は国民感情を踏まえたものなので厚労大臣が考慮してもよい」という趣旨の判示をし、「国民感情」による保護基準設定を容認するような驚くべき論理構成をとっている。合理的・科学的な論証もなく行われた今回の判決は、社会保障施策における国の裁量を事実上無限定に認めることにつながり、まさに司法の役割の放棄であると断ぜざるを得ない。

　生活保護基準は、住民税の非課税基準などとの連動や最低賃金設定の際の考慮義務など、ナショナルミニマムとして機能しており、我が国の生活保障を支える施策全般に大きな影響を及ぼすものである。それゆえ、憲法25 条2 項は、国に対して社会保障施策の「向上増進に努めなければならない」とし、生活保護制度をベースにした社会保障制度全般の「底上げ」を義務付けているのである。生活保護基準の合理的根拠のない引下げは、社会保障施策の「底抜け」につながる。憲法25 条に基づくあるべき医療保障制度をめざし、地域医療に日々従事する医師・歯科医師の立場から、本判決について強く抗議する。そして、本判決が社会保障施策の切下げにとどまらず、司法の危機、三権分立の危機につながりかねない旨を強く訴える。今後とも、本判決の控訴審、そして石川県を含む全国で係争中の同種の訴訟について引き続き支援するとともに、すべの人が「健康で文化的な生活」を保障される制度を目指した取組みを継続する決意である。